

## パートナーシップ構築宣言について（概要）

### **パートナーシップ構築宣言とは**

事業規模の大小に係わらず、事業者が「発注者」の立場で自社の取引方針（取引先との共存共栄に向けた取組や下請・仕入企業との適正な取引慣行等）をポータルサイトに登録することにより宣言するものです。

### **宣言数 令和6年10月4日現在**

全国55,065事業所（広島県内1,438事業所）

### **宣言を巡る取り組み（背景）**

#### (1) 中央において（制度スタート）

令和2年5月に、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、厳しい経済情勢下において取引条件の「しわ寄せ」が懸念されるとともに、中小・小規模事業者のテレワーク等の柔軟な働き方が普及しない状況並びに災害時におけるサプライチェーン崩壊の恐れを受けて、「発注者」側に中小企業等との取引適正と自社と取引先を含めた事業継続に向けた理解を促すように、令和2年5月に関係大臣、経済団体及び労働団体の長をメンバーとする会議において、宣言導入が決定されたものです。その後各都道府県に宣言導入が波及していきました。

#### (2) 広島県において

広島県においては、令和5年3月に中国経済産業局長、広島県知事等とともに、労働団体及び広島県商工会連合会を含む経済団体の長を構成員とする「広島県パートナーシップ構築宣言普及促進会議」により、宣言の普及・促進に関する申し合わせが行われました。

### **【主な宣言内容】（※添付の「ひな形」を参照し選択等していくものです。）**

- サプライチェーン全体の付加価値向上 ● 地域との共生や地域貢献
- 利益もコストもサプライチェーン全体で適正にシェア
- 下請取引の適正化 ● 取引条件のしわ寄せ防止

### **【宣言事業所のメリット・効果】**

- 宣言事業者であることを示すロゴマークを使用できます。
- 宣言が公式ポータルサイトに掲載・公表されます。
- 一部の補助金（ものづくり補助金等、対象補助金がポータルサイトに記載）で加点措置を受けることができます。
- 宣言することにより制度を認知している事業者として、交渉が円滑になったとの声があります。

### **【宣言の方法（手順）】**

- ① パートナーシップ構築宣言ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>) から宣言文の“ひな形”をダウンロード  
↓
- ② 自社の取引内容に合わせてひな形を加筆・修正  
↓
- ③ 宣言文に事業所名と代表者名を明記  
↓
- ④ 宣言文をPDFに変換しポータルサイトの登録ページからアップロード  
↓
- ⑤ （公財）全国中小企業振興機関協会による修正指示がなければ、アップロードの3～4日後に宣言文がポータルサイトにて公開されます。（完了）